

2022年9月22日

新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別取扱い終了について

この度の新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

ぜんち共済株式会社では、2020年4月より病院以外の施設などで療養した場合であっても、入院保険金の支払い対象となる特別取扱いを実施しております。

今般、政府より With コロナに向けた政策の考え方において、新型コロナウイルス対策の新たな段階への移行が示されたことから、弊社にて検討した結果、従来実施しておりました新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別取扱いを変更いたしますので、お知らせ申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお取扱い>

療養場所		2022年9月25日（日）以前	2022年9月26日（月）以降
病院 診療所		○ お支払い対象 （約款のとおり）	○ お支払い対象 （約款のとおり）
自宅		× お支払い対象外 （約款のとおり）	× お支払い対象外 （約款のとおり）
入所施設	重症化リスクの 高い方※	○ お支払い対象 （特別取扱い）	○ お支払い対象 （特別取扱い）
	上記以外の方	○ お支払い対象 （特別取扱い）	× お支払い対象外 （特別取扱い終了）
宿泊 療養施設	重症化リスクの 高い方※	○ お支払い対象 （特別取扱い）	○ お支払い対象 （特別取扱い）
	上記以外の方	○ お支払い対象 （特別取扱い）	× お支払い対象外 （特別取扱い終了）

※重症化リスクの高い方

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と医師が判断する方
- ④妊婦

<特別取扱い変更の理由>

特別取扱いの実施を決定した2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症の陽性診断者は医療機関への入院が原則でありましたが、障害者施設において集団感染が発生すると、医療機関に入院せず施設に医師が派遣されての医療提供が行われ始めました。

このような状況を受け、弊社の保険約款においては医療機関以外での療養は対象外でしたが、再保険会社と交渉のうえ、障害者入所施設および宿泊療養施設における療養につきましても入院とみなし同保険金のお支払い対象とする特別取扱いを開始するに至りました。

しかしながら、今般政府よりWithコロナに向けた政策の考え方により、新たな段階への移行が示され、2022年9月26日(月)から新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲が全国一律で重症化リスクの高い方に限定される見直しが行われます。

状況に鑑み弊社にて検討を行いました結果、従来の特別取扱いの範囲を変更させていただくこととなりました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ぜんちのあんしん保険 普通保険約款（入院の定義）

「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、医師の指示で病院または診療所に入り、常に医師の管理下において、治療に専念されることをいいます。」

以上